

北海道中小企業総合振興資金融資制度の

ステップアップ貸付

【政策サポート「事業活性化(雇用)」】

対象者

- ・雇用保険法の適用事業主であって、一般被保険者を新たに1人以上雇用し、新規事業を行う方
- ・働き方改革の推進に資する環境整備に取り組む方
- ・中小企業労働力確保法に基づく道の計画認定を受け、労働改善に取り組む方

従業員の活力は、
会社の活力

融資金額

1億円
以内

融資期間

10年以内
(うち据置1年以内)

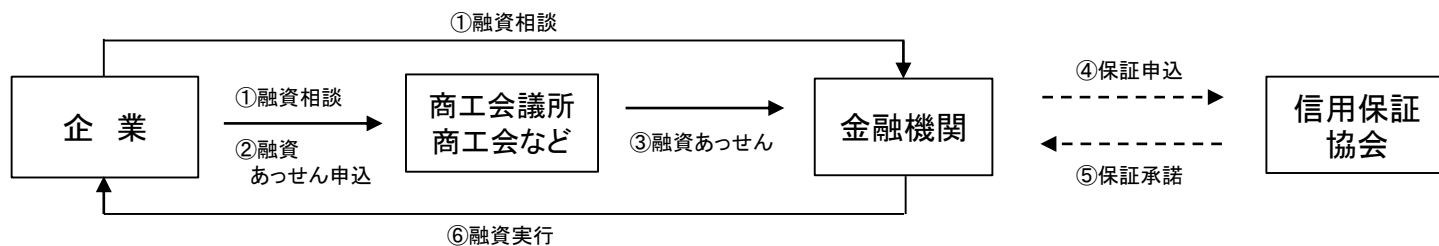
融資利率

固定金利	変動金利
3年以内 年1.1%	年1.1%
5年以内 年1.3%	※融資期間が3年を 超える場合に限る
7年以内 年1.5%	
10年以内 年1.7%	

融資条件

融資対象	<p>(1) 雇用保険法の適用事業主が地域の求職者や学卒未就職者などを一般被保険者として、新たに一人以上雇用し、新規事業を行うもの</p> <p>(2) 働き方改革推進のため、次の取組を行うもの</p> <p>ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」に基づく認定を受け、女性や高齢者など多様な人材の活躍の推進や仕事と家庭の両立支援といった就業環境の改善、付加価値や効率性の向上など生産性の向上に取り組むもの</p> <p>イ 若者雇用促進法に規定する「ユースエール認定企業」として国の認定を受けた企業が若者の職場定着に取り組むもの</p> <p>ウ 北海道保健福祉部が実施する「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受け、障がい者の雇用に資する環境整備に取り組むもの</p> <p>(3) 中小企業労働力確保法に基づき知事の認定を受けた「雇用管理改善計画」に基づき、労働改善のため次の項目に取り組むもの</p> <p>【職場環境の改善】</p> <p>①職場環境改善の点で、より性能の優れている設備の導入・拡充 ②空調設備、遮音機、防振装置、集塵装置等補助的な設備の導入・拡充 ③作業負荷軽減のための設備又は技術の導入 ④職場環境の改善に資する技術開発</p> <p>【福利厚生施設の充実】</p> <p>社宅・独身寮、食堂、保健施設、託児施設、研修施設、スポーツ施設、教養文化施設等の福利厚生施設の設置又は整備</p> <p>【その他の雇用管理の改善】</p> <p>募集・採用の改善、教育訓練の充実、人事管理制度の見直しなど</p>
資金使途	事業資金
融資金額	1億円以内
融資期間	10年以内(うち据置1年以内)
融資利率	<p>【固定金利】</p> <p>3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 10年以内 年1.7%</p> <p>【変動金利】</p> <p>年1.1% ※融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る ※市場実勢に応じて半年毎に金利が変わります</p>
担保及び保証人	取扱金融機関の定めるところによる
償還方法	取扱金融機関の定めるところによる
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがある
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合

融資までの基本的な流れ



お申し込み方法

資金の借入を希望する方は、所定の「融資あっせん申込書」に必要な事項を記載し、地元の商工会議所又は商工会(※)に「融資あっせん」の申込みをしてください。(貸付メニュー毎に定める計画書などの書類を添えること)

(※)・中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会へ申込みも可。
 ・(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

お問い合わせ先

地元の商工会議所または商工会へお問い合わせいただくほか、北海道経済部地域経済局中小企業課(Tel011-204-5346)、または各総合振興局・振興局の商工労働観光課、小樽商工労働事務所にお問い合わせください。

北海道ホームページからも確認できます。

北海道 制度融資

検索

